

## 富山県土砂災害警戒情報の暫定基準廃止について

富山県と富山地方気象台は、地震の揺れを考慮した富山市平地、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市、南砺市の暫定基準を廃止し、令和7年1月28日（火）11時より通常基準による運用に戻すこととします。

令和6年1月1日16時10分頃の石川県能登地方の地震により、富山県で震度5強を観測した富山市平地、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市、南砺市では、地盤の緩みを考慮し、富山県と富山地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準について、通常の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。今般、これらを検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

なお、気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※」についても、通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用していただけます。

※ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報です。

詳細については、以下を参照してください。

<https://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/>

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

## 記

## 1 暫定基準廃止日時

令和7年1月28日（火）11時

## 2 暫定基準を廃止して通常基準とする市町村

富山市平地、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市、南砺市の6区域

これにより、富山県内の市町村は全て通常基準となります。

問合せ先：富山県 土木部砂防課 担当 大代・高松

電話 076-444-3343 FAX 076-444-4420

富山地方気象台 担当 森井・花棚

電話 076-432-2331

別紙

